

## 姫路市トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金 交付申請書兼請求書

兵庫県トラック協会西播支部長 様

申請日

令和

年

月

日

姫路市トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金の支給を受けたいので、同支援金交付要綱を了承の上、関係書類を添えて申請・請求します。なお、次に記載した事項については事実と相違ありません。

## 1 申請内容

フリガナ	〇〇ウンユカブシキガイシャ					
事業者名	〇〇運輸株式会社					
登記上の本社所在地（法人） 又は 主たる事業所（個人事業主）	〒	670	-	0000		
	姫路市安田〇丁目〇番地					
フリガナ	ヒメジ イチロウ					
代表者の役職名 及び氏名	姫路 一郎					
担当者氏名	兵庫 太郎	電話番号	079	-	000	- 0000
メールアドレス	XXXXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp	FAX	079	-	000	- 0000
区分	<input checked="" type="checkbox"/>	法人	<input type="checkbox"/>	個人事業主	<input type="checkbox"/>	中小企業団体
業種	<input checked="" type="checkbox"/>	運輸業、製造業、建設業	<input type="checkbox"/>	卸売業	<input type="checkbox"/>	サービス業
	<input type="checkbox"/>	小売業	<input type="checkbox"/>	その他		
資本金額 （個人は不要）	10,000,000		円	※運輸業（倉庫業含む）、製造業、建設業は3億円以下 ※申請日時時点の金額を記入		
常時使用する 従業員の数	20		人	※運輸業（倉庫業含む）、製造業、建設業は300人以下 ※申請日時時点の金額を記入		
右記の条件に該当しないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	発行済株式の総数または出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業ではない				
	<input checked="" type="checkbox"/>	発行済株式の総数または出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業ではない				
	<input checked="" type="checkbox"/>	大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業ではない				
対象の 市内営業所名	〇〇営業所					
支援金 交付申請額	市内営業所の車両数	20		台		
	申請額	110,000		円 ※市内営業所の車両数×5,500円		
※他の事業者が所有する車両、被牽引など原動機を有しない車両、霊柩・一般廃棄物収集運搬・特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用する車両、未車検等休車扱いの車両は除く						
誓約・同意事項	<input checked="" type="checkbox"/>	次頁（裏面）の記載事項全てに誓約・同意します。				

## 2 振込先口座

※口座名義人は、申請者が法人の場合は当該法人名義、中小企業団体の場合は当該中小企業団体名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

金融機関名	〇〇銀行		本店・支店名	姫路支店		
金融機関コード （4桁）	0000	支店コード （3桁）	000	預金種別	以下から該当する番号を記入してください。 1 1 普通、2 当座、3 貯蓄	
口座番号 （7桁）	0000000		※ゆうちょ銀行への振込希望の方は他金融機関からの振込用の 口座番号等を記載ください。			
フリガナ	〇〇ウユカブシキガイシャ					
口座名義	〇〇運輸株式会社					

裏面も確認してください。1事業者あたり申請は1回限りです。令和7年7月18日までに兵庫県トラック協会西播支部へ郵送又はメールにより提出してください。

## 誓約・同意事項

- 1 姫路市トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「燃料価格高騰対策支援金」という。）の交付要綱に定められている支給対象外事業者には該当しません。
- 2 令和7年4月1日時点において貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を経営し、かつ令和8年3月31日まで事業を継続する意思があります。（令和7年4月以降に事業を継承し、かつ令和8年3月31日まで事業を継続する意思があるものを含む）
- 3 上記車両数を令和8年3月31日まで姫路市内の営業所で稼働し続けます。
- 4 提出した申請書類を兵庫県トラック協会西播支部（以下「支部」という。）が姫路市（以下「市」という。）に提供することに同意します。
- 5 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 6 支部が、上記1、2、5及び支給対象事業者であることを確認するために必要な事項を国、兵庫県、警察署その他公的機関に提供し、照会する場合があることに同意します。
- 7 申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。燃料価格高騰対策支援金受給後に申請内容に虚偽が判明した場合は、受給した燃料価格高騰対策支援金を全額返還します。また、返還命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を支払います。返還が遅れた場合には、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合の遅延利息を支払います。
- 8 支部長が警察署長から得た暴力団等に係る情報を暴力団を排除するために利用し、又は、市その他市の各機関と共有することに同意します。
- 9 本支援金の申請内容を確認するための調査に応じるとともに、申請書類のほか根拠書類についても5年間適切に保存し、支部又は市から求めがあった場合には、提出します。
- 10 誓約事項のいずれかを満たしていないことが判明した場合及びこの申請が虚偽の申告であることが判明した場合に、支援金の返還及び加算金・遅延利息の支払いを命じられたときは、これに異議なく応じ、賠償及び補償は求めません。
- 11 国、警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、支部又は市が申請情報を提供することに同意します。
- 12 申請内容に不備があり、支部が定める期間までに、その不備が修正されない場合は燃料価格高騰対策支援金が支給されないことに同意します。
- 13 提出した申請書類について、いかなる場合も返却を求めません。

### ◆提出前にご確認ください

申請書の各事項について、事実と相違なく、記入漏れもありません。

法人・中小企業団体にあつては登記事項証明書の写し、個人事業主にあつては個人事業の開業届出書の写し（又は確定申告書の写し）を添付しています。